

まにわ恭子 VOL.42 NEWS LETTER

発行日 / 2014年 2月 19日

発行者 / まにわ恭子 <http://www10.ocn.ne.jp/~ikiiki>

馬庭恭子事務所・まにわ恭子後援会

〒730-0051

広島市中区大手町2-5-11-204

TEL/FAX 082-541-3151

ikiikihiroshima@lily.ocn.ne.jp

広島市議会議員控え室

TEL 082-504-2616

FAX 082-244-1620

Maniwa-k@giin.city.hiroshima.jp

恭子の議会つれづれ



猪瀬元知事の5,000万円の借金?問題に端を発した東京都知事選。元総理コンビが「桶狭間の戦い」と、原発の廃止を訴えて戦いましたが、残念ながら当選できませんでした。出馬が遅い、演説がいまひとつと敗因を指摘する声もありますが、その元総理たちの、次世代に“負”の遺産を残したくないという並々ならぬ志に、私は敬意を表したいと思います。この東京都知事選挙の結果は、来年の統一地方選挙に少なからず影響を及ぼすと思います。

さて、2月議会では松井市長が「関が原の戦い」と名付けた、安佐市民病院移転問題が最大の争点になりそうです。老朽化により新築予定の安佐市民病院を、亀山南の荒下地区へ移転させるか、現在地(可部南)で建て替えるかの判断です。市長は移転を主張していますが、最終的には議会の議決です。そこで、この問題をめぐって議会ではいろいろな駆け引き、つまり市長派vs反市長派の動きが盛んになっています。病院

は、安全で患者さんに親切なスタッフがいて質の高い医療が提供できればそれでいいと思います。しかし病院だけではなく、病院を中心にして、どんな地域にするのかなど医療とは別の条件が入ってくると、こんどはまちづくりの発想が必要になってきます。

移転を主張している市長への反対アピールとして、先般、現地(可部南)の近くに住んでいる約400人の住民のみなさんがバスで市役所に来られました。いろいろな市民の抗議活動があるのです。以前、旧市民球場の解体問題で議場にたくさんの解体反対の方々が集まって、声をだして主張したことがあります。一方、今回の移転反対の市民はその主張のために手をつないで市役所を取り巻き「人間の鎖」を作りました。病院の移転反対の活動は非常に整然としていて、静かなうちに始まり、終わったという印象でした。

また、3月には広島市の予算特別委員会があります。国では社会保障と税の一体改革で、

消費税8%、介護保険の1割負担から2割負担への見直しを検討しており、負担増はさけてとおれませぬ。介護保険料や乳幼児医療費などの値上げや所得に応じての一部負担などが目白押しになると予測されます。

広島市は事務事業の見直し等ムダをなくす努力を急ぐことはいまでもありませんが、実質的な負担増が市民の生活を直撃すると思われます。本当に必要な政策なのか否か、一部の業界団体への利益誘導になってはいないか、厳しい眼でチェックしていかなくてはなりません。

「重箱のすみをつつく」と私の質疑に対する評価がありますが、重箱のすみにこそ本質が隠れていたり、それが糸口になって格調高いはずの重箱がじつは軽い紙箱にすぎないことが発覚したりで…やめるわけにはいきません。今年も頑張ります。

市議会 こぼれ話

私は、議会改革推進委員会の委員として諸課題に取り組んでいます。今回の議題は議会のデジタル化です。まず本会議場に大型スクリーンを設置するという案については、賛成少数で否決。一方全員協議会室(予算特別委員会・決算特別委員会)へのディスプレイ設置は賛成多数で可決。設置予算は120万円です。次回の予算特別委員会から、画像や図表をパソコンに取り込み、それを見せながら質疑をします。企業や大学では、会議や発表の場での利用は当たり前になっていますが、さて議場でどのくらい活用されるのでしょうか?人物など特定され

ないように倫理的な配慮をするなど活用する方法もよく吟味しなければなりません、うまく使えば具体的な内容をみながら、よい議論になる可能性もあります。ただ、自分で操作しなければなりません。私は、このシステムを使用しながら質疑をする人は半数もいないと思っています。予算特別委員会はひとりひとり持ち時間が制限されています。操作に時間をとられて、質疑ができなくなるとはタイヘン。デジタル化の波にうまく乗れるか興味津々!!長老は「議会は言論の府だ。そんなもの必要ない、言葉で戦うのだ」と…それはそれで一理あります。私は活用すべき内容があれば使用したいです。

2013年 12月議会報告

諮問第11号についての質疑

☆☆☆ 飲酒運転は許さない!! ☆☆☆



諮問(しもん)とは？

専門の委員会にかけて、結果(答申)を得ること。
人権擁護委員の選任事案、審査請求などがこれにあたる。

広島市の消防署員が酒酔い運転(呼気中アルコール濃度0.7mg/l)で、懲戒免職になりました。しかし、本人は弁護士を通して、人事委員会に「被災地にも行ったし、今まで消防業務を真面目に勤めてきたので退職金も支給すべき」と訴えました。しかし人事委員会は、本人からの申し立てに対し「退職金は支払う必要はないという広島市の判断に間違いなし」と回答し、議会の承認を求めてきました。

そこで、議会は全会一致で可決しました。



広島職員による飲酒運転の事例は、平成22年から10事例あります。そのうち、停職が2事例、懲戒免職が8事例となっています。飲酒運転の代償は大きく、懲戒免職では30代だと定年までの給与と退職金で2億円、50代だと1億円余りが支給されません。経済的な問題だけではなく、社会的、精神的にも大変なダメージです。家族をも巻き込んだ悲劇になるのが残念です。アルコール依存症がある場合は、受診し治療すること、また断酒会に参加することなどが必要です。

広島市のルールは？

◀広島市の飲酒運転の懲戒処分の標準例(広島市企画総務局人事部人事課 平成25年7月)▶

飲酒運転等をした職員は「免職」とする。但し、特段の事情がある時は停職とすることができる。給与等への影響は、懲戒免職処分になって退職した者には「退職手当不支給」が原則、免職になれば、当然それ以降の給与収入は途絶えます。懲戒免職になれば、年金にも影響が及び、職域年金相当額の2分の1の額が年金支給開始後60月間(5年)支給されません。

私のツッコミ

特段の事情って何？

同じ飲酒運転でも、免職と停職の決定の違いは何でしょうか？当局の説明は「一般的には、飲酒後長時間経過し酒気を帯びて運転している認識がない場合がこれにあたる」としている。

私は、呼気中アルコール濃度、血中アルコール濃度は、科学的証明で言い逃れのできない証拠だと思います。何時間前に飲酒したのか、認識はあったのか、というのはあくまでも本人の自己申告です。標準の見直しをしたほうがよいと思います。

「飲酒運転について」
日本の道路交通法

飲酒運転の罰則について、酒気帯び運転と酒酔い運転の2種類に分類されている。

行政処分として、酒気帯び運転は、2009年6月以降は、0.15 mg以上で違反点数13点、0.25 mg以上で違反点数25点と重い処分が課されるようになっていく。

知
っ
得
情
報
!

酒気帯び運転

血中アルコール濃度(又はそれに相当するとされる呼気中アルコール濃度)が、一定量に達しているかという形式的な基準で判断される。運転者の体質によっては、酒気帯びに満たないアルコール量でも酒酔い運転に該当することは考えられる。この範囲の軽車両(自転車を含む)の運転について、違法ではあるが基本的に罰則規定はない。

酒酔い運転

アルコール濃度の検知値には関係なく「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」である場合がこれに該当する。具体的には、直線の上を歩かせてふらつくかどうか、視覚が健全に働いているか、運動・感覚機能が麻痺していないか、言動などから判断/認知能力の低下がないかなどの点が総合的に判断される。軽車両(自転車を含む)の運転についても違法であり刑事罰の対象となる。

生命のメッセージ展

議会棟・市役所ロビーで
飲酒運転NO!
のキャンペーンをしました。

飲酒運転事故や犯罪の犠牲になった30人の等身大パネルに、生前の写真や新聞記事を貼ったメッセージボードが並ぶ「生命(いのち)のメッセージ展」が2014年1月14日～20日、広島市の本庁舎と広島市議会棟の各1階ロビーで開催されました。



ひとりひとりの声
が聞こえるようで



《経済環境観光委員会》 「指定管理制度について」

広島市は競争入札を行なって、公の施設の指定管理者を選定しています。もちろん管理者を希望する企業や団体には、それなりの資格が求められます。経営が健全か、不祥事がないか等です。

そこで広島市では、問題が発生した場合、入札に応募できないように指名停止措置要綱を定めています。しかし今回、役員が逮捕され、その役員が解雇されたのち、入札をして選定されていた企業があるのを私が発見! また過去にも公施設で2か所、全く逮捕の事実を広島市へ報告せずに、指定管理を受けているところがあるので。それを広島市は全く知らないままでした!!

市民の皆さんの税金を預かっている責任があるのです。「黙っていればわからない」という企業側、「もう落札したのだからおまかせだ」という行政側、どちら側にも『甘さ』があります。入札にかかわるルール作りの見直しを求めました。

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことで、清掃、警備、保守などの個々の業務とは異なります。清掃、警備、保守などは、指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者が直接行うか、あるいは指定管理者から他の業者に委託されます。市が直接管理する施設については、市が業者に委託します。

経済環境観光委員会行政視察 ～ 福島県・宮城県・岩手県 ～

フクシマ医療ボランティアとして幾度と活動をしてきました。
今回は議員として東北の被災地の復興の進み具合を視察してきました。



仮設住宅の女性パワーで
作品を作り販売しています。



最後まで避難を呼びかけた
防災センターです。
被災遺跡も撤去されます。



かたりべさんです。



もうすぐ3年になりますが、
復興はまだまだのようです。





Run! Kyoko!!

まにわ恭子の走行記録

2013.11~2014.2

- 11/26 27 東北被災地行政視察
- 28
- 29 会派勉強会
- 12/6 本会議(市長説明)
- 7 日本看護科学学会(大阪)
- 11 本会議(一般質問)
- 12 本会議(一般質問)
- 13 本会議(一般質問) YWCA財政委員会 出席

- 17 常任委員会
- 18 常任委員会
- 19 本会議(議決)
- 1/12 専門誌(てい談)
- 13 WABAS講演会
- 17 袋町地区社会福祉協議会新年互礼会 出席
- 19 NPOおびるる広島定例総会(不動院) 出席
- 21 常任委員会 クラブ会
- 23 日本尊厳死協会中国支部打合せ会 出席

- 29 都市政策特別委員会
- 30 都市活性化特別委員会
- 2/2 広島鯉会断酒会20周年記念式 出席
- 3
- 4 都市政策特別委員会行政視察
- 5
- 10 共生社会地域フォーラム(内閣府) 参加
- 15 We-Net講演会
- 16 基町学区体育協会40周年記念祝賀会 出席

地域看護 専門看護師

日本看護協会専門看護師規定により
専門看護師認定資格を更新しました。

更新審査合格
しました～



みなさんの健康のため
に知識を役立ててこれ
からも頑張ります。

私です

全国で1266名います。
広島県には、がん看護分野15名、小児看護分野3名
地域看護分野1名……7分野に28名います。

専門看護師とは、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための特定の専門看護分野の知識・技術を深めた看護師のことです。



kyoko
Watchin!

市民相談で東奔西走する馬庭さんは、日々自転車(バテイ号)に乗って突っ走っています。あまりに風が冷たいし、寒暖の差が激しいので、着脱自在なお気に入りのニット帽をかぶって出かけます。ある雪が降る冷え込んだ夕方「ただいま～、雪で危ないから歩いたわ。それにしても寒い寒い(+_+)」と事務所に戻ってきました。「お帰りなさ～い」と振り返った私の目に飛び込んだ馬庭さんの頭…一見するとヘッドランプを着けているようでした。よく見ると、なんと！ニット帽の白いボンボン飾りが、ちょうど前頭の真ん中に…皆さん目を閉じて想像を巡らせてみてくださいませ～。思わず吹き出してしまいました(´o`)「あら、どうしたの?」「馬庭さん、鏡でみてみて!!」「ワー!!ほんとだわ～、どうりですれ違う人たちが私をジロジロ見るわけね。てっきり議員として顔が知られてきたのかと喜んでいたのに～とんだ勘違いねえ(´~;)」とまじめな顔で言う馬庭さん。いえいえ馬庭さんは十分市民の顔ですから。(大田)



青空市政
報告・相談

日時:2014年 3月 17日(月)13:30~15:00
場所:タカノ橋商店街バタバタふれあい広場
(中区大手町5丁目 商店街東側)

KYOKO'S SELECTION

《生活保護から考える》

著者; 稲葉 剛 出版社; 岩波書店

すでに段階的な基準の引き下げが始まっている生活保護制度。不正受給者が問題になりました。当事者の声を紹介するとともに現場の状況を報告。本当に必要な方に届いているのか疑問です。



《広島・長崎への原爆投下再考》

著者; 木村 朗 ピーターカズニック
出版社; 法律文化社

史実に基づく原爆投下を批判的に再考。日本とアメリカの双方からの視点で、平和とは何かを強く訴えている。知らなかったことばかり!!



●カンパのお願い

後援会にカンパしていただくと助かります。1口千円で何口でもお願い致します。

◎郵便口座番号 01310-1-74320 まにわ恭子後援会

●ニュースレターをEメールでもお送りします。

メールでの送付をご希望の方は、まにわ恭子HP (<http://www10.ocn.ne.jp/~ikiiki>) から直接メールでお申し込みください。

まにわ恭子後援会

〒730-0051 広島市中区大手町2-5-11-204 TEL&FAX 082-541-3151

E-mail ikiikihiroshima@lily.ocn.ne.jp <http://www10.ocn.ne.jp/~ikiiki>



*このページは、まにわ恭子後援会の費用で作成しています。